

公開用

令和5年1月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和5年1月19日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和5年1月19日	木曜日
II	場 所	教育センター	2階 視聴覚ホール
III	開 会	15時00分	
IV	閉 会	15時19分	

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	水沼 章文
委員	金森 良泰
委員	秋山 早苗

VI 欠席委員

委員	岡田 新司
----	-------

VII 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	中島 拓
学校教育部学務指導担当部長	舘野 俊之
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	大野 明彦
教職員担当課長	瀬高 武夫
指導課担当課長兼教育相談センター所長	山本 智英
学務課長	柴山 伸之

【社会教育部】

社会教育部長	大川 裕之
社会教育部次長兼社会教育課長	神谷 司
視聴覚センター所長	木舟 宏美

VIII 書記

学校総務課 総務担当主幹	林 亮平
学校総務課 総務担当主査	伊藤 知子

IX 署名委員の指名

秋山委員

X 会議に附した議案

報告 第1号	春日部市学校給食費助成金交付要綱の制定について
報告 第2号	春日部市就学援助実施要綱の制定について
報告 第3号	春日部市立学校における働き方改革基本方針について

報告 第 4 号 春日部市生涯学習推進本部要綱の制定について

XI 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから1月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。秋山委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。

それでは、議事に入ります。

本日は、議案の審議がごさいませんので、報告から始めます。

はじめに、報告第1号 春日部市学校給食費助成金交付要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

報告第1号 春日部市学校給食費助成金交付要綱の制定について、報告いたします。

議案書1ページをご覧ください。このたび要綱の制定に至った理由・経緯でございますが、春日部市では、子育て環境の更なる充実を図るため、3人以上、お子様を養育する世帯に対し、学校給食費の支援を行っております。令和5年度からの公会計化に合わせ、保護者の負担軽減と事務の効率化を図るため、助成金の交付方法について見直しを行い、新たに要綱として制定し直したものでございます。

主な変更点についてですが、本日お配りした、報告第1号 参考資料をご覧ください。

現在は、図にありますとおり、償還払いの運用となります。保護者が学校に給食費を支払うとともに、補助金の受領のため、交付申請時と2回の補助金請求時の計3回、書類の提出が必要となります。また、学校においても、納入状況の確認や市への報告、3回の書類の配付回収を行っております。

令和5年度の公会計化に合わせて、下段の委任払いの方法に変更するものです。

図にありますとおり、助成金の請求と受領（破線箇所）を市長に委任することにより、交付申請書兼委任状を年度当初に1回だけ提出すればよいこととなります。また、助成金から給食費に充当することになり、保護者が給食費を支払う必要がなくなります。

この変更により、保護者負担の軽減と事務の効率化を図るものでございます。

次に、要綱の主な変更箇所について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書2ページ以降をご覧ください。先ほどの参考資料にありましてとおり、償還払いから委任払いに変更するために細かな文言修正などを行っておりますが、主には3ページの第7条 助成金の交付にありますとおり、助成金の請求と受領を市長に委任し、助成金を学校給食費に充当する方法とするものです。

この他、様式の変更等を含めて改正を行っております。

なお、この要綱は、公会計化開始にあわせて令和5年4月1日から施行するものです。報告第1号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第2号 春日部市就学援助実施要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

報告第2号 春日部市就学援助実施要綱の制定につきまして、報告いたします。

議案書11ページをご覧ください。就学援助制度は、経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う制度でございます。

このたび要綱の制定に至った理由・経緯でございますが、先ほどの報告1号と同様に、令和5年度から学校給食費の公会計を開始することに伴い、学校給食費の受領を市長あて委任することで、保護者の負担軽減と事務の効率化を図るため、旧要綱を廃止し、新たに「春日部市就学援助実施要綱」を制定したものでございます。

議案書14ページをご覧ください。旧要綱から文言の修正などを行いましたが、主な改正箇所は、第7条の支給方法及び委任の記載についてでございます。援助費の支給は、認定を受けた者の指定する金融機関の預金口座への振り込みとしていますが、学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の受領を市長に委任するものとしたところでございます。

この他、様式の変更等を含めて改正を行っております。

続いて、議案書15ページをご覧ください。中段の施行期日につきましては、市長決裁のあった日としております。これは早期の申請に向けて、令和4年度中から申請書類などを該当すると思われる保護者の皆様に配布するためでございます。

報告第2号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

鎌田教育長

市長決裁のあった日とは、具体的にいつ頃でしょうか。

柴山学務課長

令和4年12月中に決裁をいただいております。

鎌田教育長

他に何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第3号 春日部市立学校における働き方改革基本方針についてを議題とし、説明を求めます。瀬高課長、お願いします。

瀬高教職員担当課長

報告第3号 春日部市立学校における働き方改革基本方針につきまして、報告申し上げます。別添「春日部市立学校における働き方改革基本方針」の表紙をご覧ください。

この方針は、令和4年4月1日に埼玉県教育委員会が「学校における働き方改革基本方針」を改定したことに伴い、令和2年4月1日に策定した春日部市の基本方針を改定し、令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間の取り組み定めたものでございます。

4ページ(1)をご覧ください。本方針の目的は、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」こととございます。(1)2段落にありますように、今回の方針では、キャッチフレーズを「明日も笑顔で子どもたちの前に～働きやすいまち 働きがいのあるまち 春日部～」と掲げました。教職員の笑顔は、子供たちを育てる何よりの力になると確信しています。(2)にあります令和2年度から取り組んできた今までの方針の成果や現状、課題をもとに実効的な取り組みを行って参ります。

5ページをご覧ください。(3)数値目標として「時間外在校等時間 月45時間以内 年360時間以内」の教職員数の割合を、令和7年度末までに100%にすることを目指します。この目標は県の方針と同じものとなっています。

6ページを御覧ください。(1)にあるとおり目標達成に向けて4つの視点のもと具体的な取り組みを進めて参ります。ア教職員の負担軽減のための条件整備、イ教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減を重点としています。

6ページから8ページに主な取組を明記してあります。取組の中で、これまでの基本方針からの大きな変更箇所を2点説明させていただきます。

まず1点目は、7ページをご覧ください。一行目「③部活動や勤務開始前の行全活動の見直し」の中黒2つ目「部活動の朝練習を含め、勤務開始前の教育活動は、原則行わないよう各学校に対して働きかけます」と明記しました。これは、中学校での部活動の朝練習や小学校の朝マラソン等は、継続した取組で成果をあげてきた面もありますが、勤務時間前の活動は、教師の長時間勤務にもつながっており、負担軽減の視点で見直ししました。

2点目は、8ページをご覧ください。「①教職員の働き方改革に関する保護者や地域の

理解の促進」の中黒3つ目「小学校における児童の登校時間の見直しについて、学校運営協議会の活用等の工夫により保護者・地域の理解を得られるよう学校へ働きかけます。目安として、令和4年度比で、15分遅らせることを目指します」と明記しました。これは、児童の登校時間と勤務開始時間の差が現状30分程度あります。安全面・負担軽減の視点から見直しを行いました。令和5年度は、市内全ての学校で学校運営協議会の運営体制が整います。学校運営協議会の活用等の工夫により保護者、地域の理解を得ながら、3年間で教職員の勤務時間を踏まえた登校時刻を見直していきます。

その他、文言整理等に伴う改正がございますが、大きな変更点は、以上申し上げた2点でございます。

本基本方針に掲げた目標や主な取組については、令和5年度から令和7年度にかけて、評価、改善しながら、学校・家庭・地域が一丸となり進めて参ります。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼教育長職務代理者

教職員の働き方改革については、大いに推進すべき取組と捉えています。令和5年度末までに60%、令和6年度末までに80%の教職員が目標達成することを目指すのも、大いに結構なことだと思います。

一方で、教職員に時間外在校等時間の縮減を推進すべき教育委員会事務局の職員についても、これと同様のことが言えると思いますので、指導する立場の皆様もぜひ超過勤務の抑制を図っていただければと思います。

舘野学務指導担当部長

貴重な御意見として受け止めさせていただきます。やれるところからやっていくことで、率先垂範していきたいと考えております。

鎌田教育長

ご指摘のとおりだと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

なお、本方針の取組を推進する指導課の職員のみならず、時期によっては、その他の職員も超過勤務が長くなることがございます。職員の健康が第一であると思いますので、私自身が御意見をしっかりと受け止めさせていただき、積極的に取組を推進していきたいと考えております。

それでは、本方針の周知に関し、今後の予定について教えてください。

瀬高教職員担当課長

明日、本指針を各学校に送付し、その後1か月の間で各校の校長から全職員に周知を図っていただく予定でございます。職員への周知が終わった後、2月下旬頃、地域・保護者の皆様に周知していきたいと考えております。

鎌田教育長

他に何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第4号 春日部市生涯学習推進本部要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）生涯学習推進担当課長

報告第4号 春日部市生涯学習推進本部要綱の制定について報告いたします。議案書32ページをご覧ください。

このたびの要綱の制定理由につきましては、本要綱は、春日部市の生涯学習に資する施策を総合的に推進するため春日部市生涯学習推進本部を置くものですが、推進本部における本部会、幹事会及びスタッフ会議相互の情報共有を明確にするとともに、令和4年度において本部会員の異動があったことから、これまでの要綱を廃止し、新たに春日部市生涯学習推進本部要綱を制定したものです。

次に、議案書33ページをご覧ください。併せまして報告第4号参考資料として、新旧対象表をお配りさせていただいておりますのでご覧ください。主な改正内容でございますが、第1条第2項に新たに情報共有について条文を変更したものです。

次に、議案書34ページをご覧ください。第3条第2項での別表第1に掲げる職に「行政統括監」及び「総合政策部公共施設事業調整担当部長」を追加し、「農業委員会事務局長」を削るものです。

なお、本要綱は、令和4年12月26日に制定し、施行となっております。

報告第4号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

中島学校教育部長

2月定例会につきましては、2月9日、木曜日、午後2時00分から、本会場、教育センター2階、視聴覚ホールでの開催を予定しております。

以上でございます。

鎌田教育長

以上で、1月定例教育委員会を閉会いたします。